

こども家庭庁(関係府省庁)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例(提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率性等)	根拠法令等(支障の原因となっている規定等)	制度の所管(関係府省庁)	団体名	その他(特記事項)	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))	
	区分	分野													追加団体名	支障事例
91	B	地方に対する規制緩和	12	その他	x	x	○	地域少子化対策重点推進交付金の「結婚・育児」の相対的優遇の提供・支援プログラム(旧結婚新生活支援事業)について、夫婦の世帯所得額が500万円未満とされている所得要件を緩和又は緩和すること。	現行制度では、夫婦の世帯所得額が500万円未満であることが支援対象の要件として定められている。しかしながら、近年は賃金水準の上昇や共働き世帯の増加等により、所得額が全体的に増加傾向にある。その結果、結婚開始当初と比べて対象となる世帯が減少している。本制度の目的である「結婚後の新生活に伴う経済的負担の軽減」が十分に果たされていない状況が生じている。また、市民からは「所得要件が厳しい」「共働きだとほとんど対象にならない」といった問合せも多く寄せられており、制度の利用促進の上でも所得基準が課題となっている。	市民からは「所得要件が厳しい」「共働きだとほとんど対象にならない」といった問合せも多く寄せられており、制度の利用促進の上でも所得基準が課題となっている。	所得要件を厳格又は緩和することで、対象となる夫婦の範囲が拡大し、より多くの世帯が支援を受けることが可能となる。これにより、本制度の目的である結婚後の新生活に対する経済的支援がより充実し、若い世代の結婚・定住促進にも寄与することが期待される。さらに、令和年度から新たに要件となったライフデザインセミナー等の受講についても、より多くの夫婦に参加の機会が提供され、将来のライフプランを考える契機を広く与えることができることにより、結婚・妊婦子育てに関する意識啓蒙の効果も一層高まるものと考えられる。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	こども家庭庁	仙台市、札幌市、白石市、岩手市、盛岡市、青森市、秋田市、山形市、福島市、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県	○結婚・妊婦・子育ての相談機会の提供・支援プログラム(旧結婚新生活支援事業)については制度決定以来、国において段階的に夫婦の世帯所得要件を緩和してきた経緯がある。今後においても、賃金水準の向上などに合わせて、継続的な緩和を期待したい。○令和7年度の交付金額は前年度より118億、30～39歳70件、合計107億となり、前年度を大きく下回る件数となった。令和年度の交付金額は29歳以下182件、30～39歳88件、合計270件。要因としては、近年の賃金水準の上昇や共働き世帯の増加等により、全体的に所得額が増加し、世帯所得が500万円を超える世帯が増加していることが考えられる。一方で物価も上昇しているため、新婚世帯の新生活を支えるためには、世帯所得の要件を緩和し、制度の利用促進につなげる必要がある。○共働き世帯が多い上に、近年は賃金水準の上昇により、所得額が全体的に増加傾向にある。令和6年度と比べて対象となる世帯が減少し、申請件数も減少している。本制度の目的である「結婚後の新生活に伴う経済的負担の軽減」が十分に果たされていない状況が生じている。また、申請世帯向けのアンケート調査で、所得要件を見直し、緩和してほしいといった声があり、制度の利用促進の上でも所得基準が課題となっている。	
214	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	x	x	○	子ども・子育て支援法に基づく認定こども園の定員数の見直しを求める。	認定こども園の定員数については、1号認定と2・3号認定の利用定員に準拠する施設において1号認定と2・3号認定の基本分単価に生じる不合理な差(単価設定の見直し)を求める。 【支障の発生】保育所から認定こども園への移行等、1号認定の利用定員が少ない施設において、2号の単価よりもサービス提供量の少ない1号の単価の方が高額となるため、2号認定児よりも1号認定児の受け入れを優先するインセンティブが働いている。また、令和4年度以前は保育料・保育費の無償化が始まり、保護者においても、3号認定児が単価を超過し、2号認定児はその年度中の保育料が無償化されなかったため、1号認定児へ切り替えるインセンティブが働いている。これらの背景から、2号の受け皿の確保が進まない、利用定員の余裕はあっても職員配置を理由に受け入れが進まない、施設型給付費が多額になる、といった状況が生じている。他方で、単価額から認定こども園への移行等、2・3号認定の利用定員が少ない施設において、2・3号認定の単価が利用定員が少ない程度高額であるため、ニーズがあっても2・3号の利用定員を増加しようというインセンティブが働かず、2・3号の受け皿の確保が進まない状況がある。 【改善案】1号認定と2・3号認定の利用定員に準拠する施設において1号認定と2・3号認定の基本分単価に生じる不合理な差を是正することにより、ニーズに応じた定員設定が可能になり、保育の受け皿の確保に繋がる。 【支障の解決】単価設定の見直しについては、たとえば、①施設総定員に応じた定員区分設定に見直し、②主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等と、利用児童数に関わらない職員を基本分単価と別枠とする、などの手法により実現可能であると思われる。	保育の受け皿の確保に繋がり、実施に応じた定員設定が可能となるほか、施設型給付費の削減が図られる。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第85号)第27条第3項特定保育・保育、特別利用保育等、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年5月31日内閣府告示第49号)「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項」について(令和5年5月19日)成検38-5文科相第40号(令和5年5月19日)行政委員会(文部科学省初等中等教育局長通知)	こども家庭庁	鹿児島市	さいたま市、小牧市、大塚市、龍岡市、熊本市、宮崎市	○員数例)その他地域における1号利用定員10人、2・3号利用定員80人の施設が、1号5歳児を週5日4時間預かった場合の単価130,280円に対し、2号5歳児を週6日11時間預かった場合の単価は53,860円である。 【事例の補遺】本市に限らず、これまでの特種児童対策の推進により量の拡大は進み、質の確保・向上へと転換している時期にある。一方で、現行の単価設定が維持される場合、施設側としては、より利用定員を減らした方が、職員採用や施設運営のコストを減らした上でより高質な保育を確保するため、規模を縮小しようとするインセンティブが働かず、既に、利用児童数の減少ペースを利用定員の減少ペースを上回り、量の確保への影響が表面化しつつある。この問題の解決には、本提案の解決策の案として挙げた、利用児童数に関わらない職員などを基本分単価と別枠とする手法等が必要と考えている。	
271	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	○	x	○	子ども・子育て支援法に基づく認定こども園の定員数の見直しを求める。	【背景】近頃の施設整備のための工事入札において、物価上昇に伴う工事費の増大、事業者の人的リソース不足等が原因で、入札不調となる場合が多く発生している。 【現状】入札不調となった場合、再度の告示、工事入札を行うことで年度内に工事完了を行うべきところであるが、早期の施設整備完了を目的とした事業であることから、計画当初から同一年度内に設計、工事を行うことを前提とした極めてタイトなスケジュールとなっており、入札のやり直しが発生すると年度内の工事完了は不可能な状況となる。そのため、本庁継続となった箇所が充当された場合、事業進捗を阻害するだけでなく、年度内に仕舞いしが行っている状況である。結果として、繰り返しを行った場合と比較し、施設整備が完了するまで半年程度余裕に経過する事象となっており、本来の目的である早期の施設整備が困難な状況となっている。	早期の施設整備を促すことで、増加する子育て保育ニーズに(総額削減)財源が確保されることである。	子育て支援法第14条の3(総額削減)	こども家庭庁	奈良市	川崎市		
292	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	x	x	○	「放課後児童健全育成事業」に係る補助率の改善(20人以上の基準額と均等のとれた水準への改善)	例えば、支援員及び補助員各1名の2名体制(年間開所日数200日以上)のクラブについて、児童数が20人の場合の補助率(5000円)であり、19人(小規模)では3020円(A1372円)と大幅に減額され、小規模クラブに対する人員費の補助率(小規模放課後児童クラブ支援事業)と活かし(場合によっては)補助率(735円)より、A1207円となり、少子化が進み利用児童数が減少する中、特に過疎地域においては、送迎の利便性等を考慮すると施設の利用による大規模化は難しいため、小規模クラブを維持せざるを得ないが、運営費が確保しきれず、安定的な運営に支障が生じかねない。このため、小規模クラブを独自に支援せざるを得ない市町村もあるのが現状である。	特に過疎地域において小規模クラブの運営が継続できなかった場合、過疎地域の利用や利用自らの理念などいかなる場合、放課後児童クラブが必要な児童の居場所がなくなり、地域住民の福祉が著しく低下(地域の児童福祉が後退)する	過疎地域における児童の放課後の居場所確保、小規模クラブの安定的な運営、放課後児童支援員人材の確保	子ども・子育て支援法(平成24年法律第85号)第27条第3項特定保育・保育、特別利用保育等に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年5月31日内閣府告示第49号)	こども家庭庁	富山県、福島県、高松市、鳥取県、水戸市、津川市、高松市、新津市、上野市、立山町、入善町、日本製紙の社内の持株会社(持株会社)	北上市、茨城県、高崎市、伊勢崎市、相模原市、鳥取県、高知県、宮崎県	
367	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	x	x	○	社会的養護施設改善加算の算定対象の拡大(里親支援センター従事職員の追加)	令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉施設として里親支援センターが新設されたが、社会的養護施設改善加算の対象外となっている。里親支援センターの追加について、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなどを受託している里親への助言や支援、または子ども自身への支援を行うことは多くあり、里親支援センターにおけるレスパイトケアの体制を整えることも求められている状況であることから、里親支援センターの職員についても、当該加算の対象とし、支援の充実を図るよう求める。	里親に委託されている子どもら、約5割(46.0%)が健康状態が良好であり、約3割(28.6%)が障害等がある状況(令和8年2月こども家庭庁「社会的養護の推進」に向けて)。また、里親支援センターでは里親支援のために、24時間365日の相談体制を整え対応しており、里親支援センターにおけるレスパイトケアの実施の調整や自施設での受け入れなど、日々里親支援の支援に従事している。加えて、里親支援センターの職員の要する17名は、里親や児童福祉施設職員として5年以上従事し、養育士という要件があり、国として里親支援においては、里親希望者、里親、小規模住居型児童養育事業へ従事する者、委託児童への支援、実親支援と多岐に渡るため、社会的養護への理解だけでなく、家庭養護への理解等、専門的な知識や対応が必要であるとされていると認められる。里親支援センター設置運営要綱では、「里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、その養育の利益を実現することを目的とする施設」と記載されており、児童やマタニティ、リクルートなどのいわゆるフェーズリング事業にとどまらず、他の児童福祉施設と同様に子ども自身に直接関わる支援業務を幅広く扱うなど高度な役割を求められているにもかかわらず、里親支援センターの職員に、社会的養護施設改善加算の対象とされていないことは、他の施設とのバランスを欠き、機会が得られないものとなっている。また、児童養護施設や児童院が、高機能化及び多機能化を求められる中で里親支援センターの設置を行った際、施設で勤務していた職員のうち里親支援に理解と力量のある人材が、人事異動の一環で里親支援センターの職員となることある。しかし、里親支援センターが施設改善加算の対象外であることから、給与面での格差が生じることとなり、それが要因で人事異動や勤務継続が困難となり、里親支援センターの人材確保を困難としている事象が発生している。社会的養護の職員不足は顕著であり、職員確保は喫緊の課題である。	里親支援センターを設置するにあたり、里親支援センターが児童福祉施設等と同様の業務の担い手や専門性があるにもかかわらず、社会的養護施設改善加算の対象から外れた理由を問われることがあり、事業者からは疑問の声が上がっている。	社会的養護施設改善加算実施要綱	こども家庭庁	大阪府、福島県、京都府、京都府、香川県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、全国知事会	北海道、滋賀県、熊本市	